

高齢者等世帯ごみ出し支援概要説明書

1. 支援の概要

ごみを出すことが困難な高齢の方や障がいのある方などのために、玄関前などに出したごみを収集します。これによりごみを集積所を持って行かずに捨てることができます。また、ごみが出ていなかった場合に声かけを行うことで、安否確認を行います。

2. 支援を受けられる対象

自らごみ集積所にごみを出すことが困難であり、次のいずれかに該当する方。

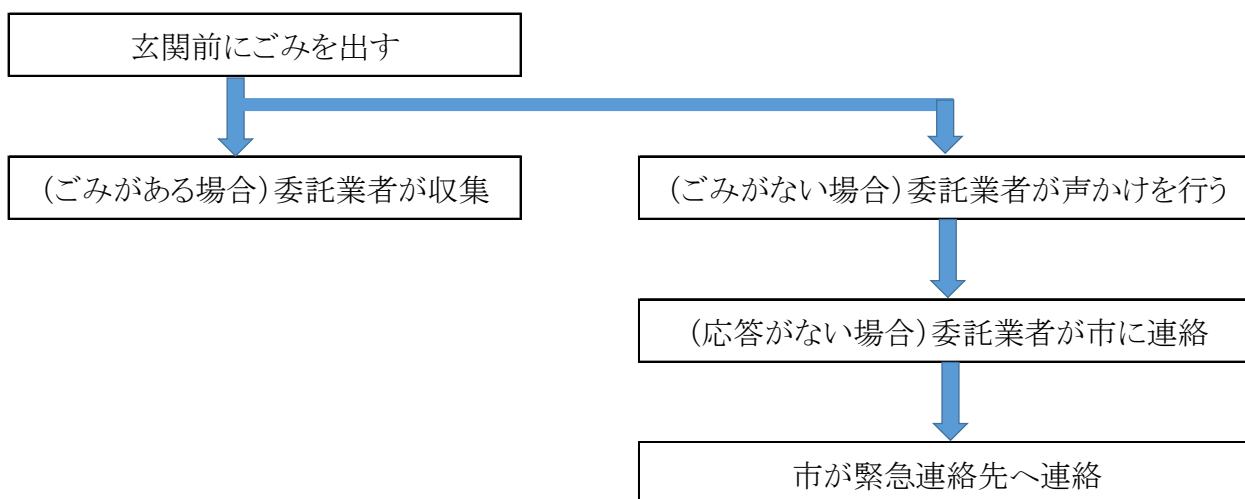
(1)ひとり暮らしで、次のア～エのいずれかに該当する方	ア 介護保険における要介護1～5の認定を受けている方
	イ 身体障害者手帳2級以上 (視覚及び肢体不自由障害者は3級以上)の障害のある方
	ウ 療育手帳所持者の中で最重度、重度の方
	エ 精神障害者保健福祉手帳1級の障害のある方
(2)同居者がいる場合、全員が(1)のア～エのいずれかに該当する世帯	

3. 支援開始日

支援開始日は後日送付する利用承認通知書に記載されています

4. 支援内容

利用者の自宅前に出されたごみ等を委託業者が戸別に収集に伺います。
(イメージ)



5. 支援内容における補足

- ・戸建住宅にお住いで24時間ごみを出せるようにしたい方は、ごみ出し支援専用のごみ入れを用意し、敷地内に置いていただいても構いません
- ・アパートやマンション等の共同住宅にお住いの場合、原則委託業者が手渡しでごみ等をお預かりします
- ・ごみを出さない場合は、玄関もしくはベランダ等外から確認できる場所に市川市指定の「燃やさないごみの袋 (赤い文字)」を結んでいただければ、その日は収集に伺いません
- ・道幅が狭い道路 (狭隘道路) 沿いにお住いの方等、収集が困難な場合は、事前に相談させていただくこともございます

6. 排出方法

市川市が定めている分別の方法に従い、お出しください
ただし、分別が困難な方は以下の方法で出しても構いません

①燃やすごみ

燃やすごみの袋 (緑文字) の中に、燃やすごみ以外にプラスチック製容器包装類、紙類・布類を入れて出してください

※剪定枝は紐で縛った状態であれば、燃やすごみの袋に入れなくても問題ございません

②燃やさないごみ

燃やさないごみの袋の中に、燃やさないごみ以外に有害ごみ、空きビン、空きカンを入れて出してください

7. 収集日及び収集時間

(1) 収集回数 月曜日から金曜日の間の週1回

※月曜日から金曜日が祝日の場合でも収集に伺います

※各地区の収集曜日は市公式 Web サイトの当該支援に関するページの中の「ごみ出し支援地区割表」に掲載されています

(2) 収集時間 原則午前9時から午後1時

コロナウイルスの影響で当面の間は午前10時から午後2時

8. 利用開始までの手順

(1) 申請書及び同意書の持参及び郵送

①ごみの出し方の確認

②緊急連絡先の確認

※状況により訪問調査を行う場合があります

※申請書及び同意書は清掃事業課、介護福祉課、障がい者支援課に設置しており (市公式 Web サイトからもダウンロード可能)、3課いずれかに提出をお願いします

(2) 利用希望者に利用承認通知書を送付

(3) 利用開始